税理士事務所の今後のマイナンバー実務対応 - 情報セキュリティ対策を中心に -

WEBフォーラム用研修資料

東京税理士会情報システム委員会

- 平成28年税制改正等によりマイナンバー記載書類は削減されているが、 全ての書類に記載が不要になったわけではなく、本人確認も必要とされる
- 情報セキュリティと安全管理措置(特に物理的安全管理措置・技術的安全管理措置)を中心としたマイナンバー対策が今年の年末調整時までに は必要

• 国税庁FAQは実務対応に必要な事項が掲載されているため、定期的に 確認が必要 (例:扶養控除申告書等への番号記載省略)

• 日税連・東京税理士会ではマイナンバー電話相談を行っている

マイナンバーの記載開始時期の確認

税務署類へのマイナンバーの記載開始時期

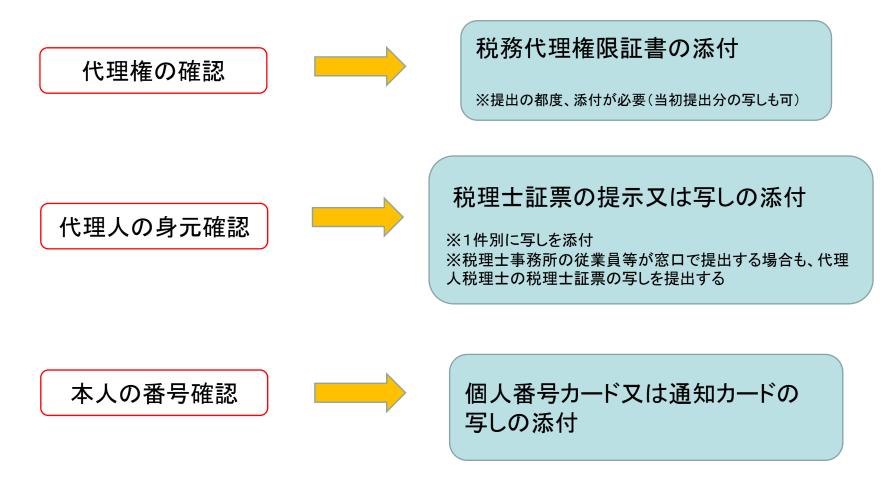
- ① 所得税や贈与税については、平成28年分の申告書(平成29年1月以降に提出するもの(平成28年分の準確定申告書にあっては平成28年中に提出するもの)
- ② 法人税については、平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書
- ③ 消費税については、平成28年1月1日以降に開始する課税期間に係る申告書
- ④ 相続税については、平成28年1月1日以降の相続又は遺贈に係る申告書
- ⑤ 酒税・間接諸税については、平成28年1月分の申告書
- ⑥ 法定調書については、平成28年1月以降の金銭等の支払等に係るもの
- ⑦申請・届出書等は、<u>平成28年1月以降に提出するもの</u>(税務署等のほか、給与支払者や金融機関等に提出する場合も含む)

から個人番号または法人番号を記載

税務署等への提出時には本人確認措置が必要になる

税務代理人によるマイナンバーの提供①

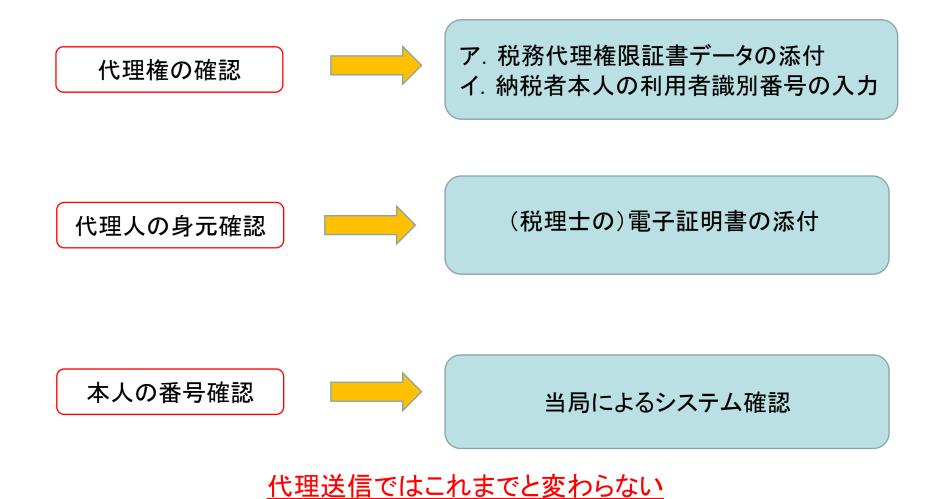
書面提出の場合の本人確認書類等



※ 税務代理権限証書の提出がない場合には、原則として納税者本人から個人番号の提供があったものとして取り扱う

税務代理人によるマイナンバーの提供②

代理送信の場合の本人確認書類等



マイナンバー関連の改正

平成28年度改正による個人番号記載不要措置

1. 一定の申請書・届出書等への個人番号記載不要

(例: 所得税の青色申告承認申請書など)

2. 税務署長等には提出されない一定の書類への個人番号記載不要

(例: 給与所得者の保険料控除申告書など)

3. 別途帳簿で管理する場合の一定の書類への個人番号記載不要

(例: 給与所得者の扶養控除等申告書など)

改正により、マイナン バーを記載する書類は 削減されているが、全 ての書類に記載が不 要になったわけではな い

今年の年末調整や来 年の確定申告に向けて マイナンバー対策が必 要になる

29年以降も引き続き記載を要する書類の例(一部) 【所得税関係】

- 確定申告書(A第一表・A第二表・B第一表・B第二表)
- 死亡した者の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表
- 所得税及び復興特別所得税の準確定申告書(所得税法第172条第1項及び東日本大震災から
- の復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第17条第5項に規定する申告書)
- 保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書(兼)保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書
- 有限責任事業組合の組合事業に係る所得に関する計算書
- 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書
- 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書(東日本大震災の被災者の方用)
- 個人事業の開業・廃業等届出書
- 所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書
- 所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書
- 総収入金額報告書
- 退職所得の選択課税の申告書
- 源泉徴収税額の納付届出書
- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

【相続・贈与税等関係】

- 相続税の申告書第1表(第1表(続))
- 相続税の申告書(第1表の付表1)
- 相続税の修正申告書第1表(第1表(続))
- 贈与税の申告書第1表
- 死亡した者の贈与税の申告書付表(兼相続人の代表者指定届出書)

【消費税及び間接諸税関係】

- ・ 消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書(一般用)
- 消費税及び地方消費税の(確定、中間(仮決算)、還付、修正)申告書(簡易課税用)
- 消費税及び地方消費税の中間申告書
- 付表6 死亡した事業者の消費税及び地方消費税の確定申告明細書
- 消費稅課稅事業者選択届出書
- 消費税課税事業者選択不適用届出書
- 消費税課税事業者選択(不適用)届出に係る特例承認申請書
- 消費税課税事業者届出書(基準期間用)
- 消费税課税事業者届出書(特定期間用)

国税庁HPより一部抜粋

税理士事務所のマイナンバー対策 (物理的・技術的安全管理措置を中心に)

税理士事務所の対応

顧問先の対応

- 1. 管理体制の整備
- ①方針・責任者・管理方法の決定、管理体制の整備
- ②取扱規程の整備
- ③従業員等マイナンバー取扱者への教育

顧問先からの マイナンバー収集

- 2. マイナンバー収集方法の整備
- ①契約書・覚書の整備
- ②マイナンバー収集方法の整備

従業員からの マイナンバー取得

謝金・不動産賃貸人等からのマイナンバー取得

顧問先から収集したマイナンバー保管 税務署等への提出

- 3. マイナンバー保管・提供方法の整備
- 4. マイナンバー安全管理措置の整備
- 5. マイナンバー廃棄方法の整備

収集した マイナンバー保管 税理士等への提供

A 事前準備

必要となる安全管理措置等

- 1. 基本方針の策定
- 2. 取扱規定の策定
- 3. 契約変更・覚書・誓約書の取り交わしなど

1-3の書式については日本税理士会連合会 HP http://www.nichizeiren.or.jp/

- 4. 組織的安全管理措置
- 5. 人的安全管理措置
- 6. 物理的安全管理措置
- 7. 技術的安全管理措置
 - ※ 上記安全管理措置をとらなければ法令違反となる可能性がある

1. 基本方針の策定 特定個人情報等の適正な取扱に関する基本方針

特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針(ひな型)

○○○税理士事務所(以下「当事務所」といいます。)は、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」といいます。)の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、お客様、取引先及び従業員等の特定個人情報等の保護を重要事項として位置づけ、「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針」を以下のとおり定め、代表者、従業員、その他の従業者に周知し、徹底を図ります。

1. 特定個人情報等の適切な取扱い

当事務所のお客様、取引先及び従業員等の特定個人情報等を取得、保管、利用、提供又は廃棄するに当たって、当事務所が定めた取扱規程に従い適切に取り扱います。

2.利用目的

当事務所は、特定個人情報等を以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

- (1) 従業員等に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務
- (2)業務委嘱契約等に基づく年末調整事務及び法定調書作成事務
- (3) 業務委嘱契約等に基づく税務代理
- (4) 業務委嘱契約等に基づく税務書類の作成
- (5) 上記(3) 及び(4) に付随して行う事務

3. 安全管理措置に関する事項

- (1) 当事務所は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために取扱規程を定め、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。 また、従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、特定個人情報等 の安全管理措置が適切に講じられるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な 監督を行います。
- (2) 特定個人情報等の取扱いについて、お客様、取引先及び従業員等の許諾を得て 第三者に委託する場合には、十分な特定個人情報保護の水準を備える者を選定 するとともに、契約等により安全管理措置を講じるよう定めた上で、委託先に 対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 関係法令、ガイドライン等の遵守

当事務所は、特定個人情報等に関する法令(※)、特定個人情報保護委員会及び日本税理士会連合会が策定するガイドラインその他の規範を遵守し、全従業者が特定個人情報等の保護の重要性を理解し、適正な取扱い方法を実施します。

5. 継続的改善

当事務所は、特定個人情報等の保護が適正に実施されるよう、本基本方針及び所内 規程類を継続して改善します。

6. お問合せ

当事務所は、特定個人情報等の取扱いに関するお問合でに対し 適切に対応いたします。

平成〇〇年〇月〇日 〇〇〇〇税理士事務所 所長 税理士 〇〇〇〇

○○税理士事務所(税理士法人)特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針に 関するお問合せ先

事務所所在地

電話番号

メールアドレス

(※)個人情報の取扱い件数が5,000を超える大規模事務所においては、1.1行目の「特定個人情報等に関する法令」の前に「個人情報及び」を挿入すること。

日本税理士会連合会HP「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」より

2. 取扱規定の策定するための事務手順のチェックリストひな形

特質	を個人情報の	取扱いに	関する	事務チ	エックリス	4.1	
	⇒n + H	777 -IX	AT.		-		

段階	確認事項	チェック☑	備考
取得	取得する特定個人情報は、個人番号を取り 扱う事務の範囲内か。		
	取得する特定個人情報は、特定個人情報の 範囲内の項目か。		
	本人又は代理人の本人確認はしたか。 ・個人番号カード (確認した書類をメモ)		
	本人確認書類の保存はしたか。		
	執務記録に取得状况を記録したか。		
利用	利用する特定個人情報は、個人番号を取り 扱う事務の範囲内か。		
	利用する特定個人情報は、特定個人情報の 範囲内の項目か。		
	特定個人情報ファイルを作成したか。		
	特定個人情報ファイルの管理簿に記録したか。		
	執務記録に利用状况を記録したか。		
保管・管理	保管する特定個人情報は、個人番号を取り 扱う事務の範囲内か。		
	保管する特定個人情報は、特定個人情報の 範囲内の項目か。		
	保管する特定個人情報は、法定保存期間を 過ぎていないか。		
	法定保存期間を過ぎた特定個人情報を含む書類を保管し続ける場合、個人番号をマスキング又は削除等したうえ保管しているか。		
	書類・磁気媒体等 (USB 等) は施錠できる キャビネット等に保管されているか。		
	機器は固定されているか。 又は、施錠できるキャビネット等に保管されているか。		

段階	確認事項	チェックロ	備考
	特定個人情報ファイル等は、パスワードに より保護されているか。		
	情報システムを使用している場合、アクセ ス権限は、事務取扱担当者・新門長・責任 者に限定されているか。		
	情報システムに付与されているユーザー ID・パスワードは、適正に管理されているか。		
	情報システム・機器を不正アクセス又は不 正ソフトウェアから保護するための対策 は取っているか。		(例) ・セキュリティソフトの 導入 ・ソフトウェアを最新に 更新する。
	特定個人情報をインターネット等により 外部に送信する場合の情報漏えい等の防 止策を取っているか。		
	特定個人情報を書類で持ち出す場合には、 外部から閲覧されないよう措置をとって いるか。		
	特定個人情報を郵送等により発送する場合、追跡可能な移送手段を利用している か。		
	特定個人情報を磁気媒体等又は機器により持ち出す場合、パスワード又は暗号化等 の対策はとっているか。		
	執務記録に管理状況・持出し状況等を記録 したか。		
是供	提供する特定個人情報は、個人番号を取り 扱う事務の範囲内か。		

日本税理士会連合会HP「税理士のための マイナンバー対応ガイドブック」より

訂正内容に係る書類を確認したか。	(例) ・住民票の写し等
訂正の必要を認める場合、保有する特定個	
人情報を適切に修正したか。	

2. 取扱規定の作成 特定個人情報<mark>取扱規程</mark>の作成

○○税理士事務所(税理士法人)特定個人情報取扱規程(ひな型)

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、当事務所における個人番号及び特定個人情報(以下、「特定個人情報等」とい う。) の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程において、各用語の定義は次の通りとする。

① 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述 等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を職別することができることとなるものを含む。)をいう。

② 個人番号

住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票 に係る者を識別するために指定されるもの(個人番号に対応し、当該個人番号に代わっ て用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。以下 同じ。〉をいう。

③ 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

④ 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合体であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検 索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索 することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めのも のをいう。

⑤ 個人情報ファイル

個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

⑥ 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

⑦ 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、その保有 する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必 要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

⑧ 個人番号関係事務

個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

③ 個人番号利用事務実施者個人番号利用事務を処理する者及び個人番号利用事務の全部又は一部の委託を受けた者

をいう。

⑩ 個人番号関係事務実施者

個人番号関係事務を処理する者及び個人番号関係事務の全部又は一部の委託を受けた者 をいう。

① 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者(国の機関、地方公共団体、独立行 政法人及び地方独立行政法人を除く。)であって、個人情報データベース等を構成する個 人情報によって機別される特定の個人の数(個人情報保護法施行令で定める者を除く。) の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えないもの以外の者をいう。

② 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者 特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号関係事務実施者又は個人番号利 用事務実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立 行政法人以外のものから個人情報取扱事業者を除いた者をいう。

① 従業者 当事務所にあって、直接間接に当事務所の指揮監督を受けて、当事務所の業務に従事している者をいう。

④ 特定個人情報の取扱い 特定個人情報の取得、安全管理措置、保管、利用、提供、委託、及び廃棄・消去をいう。

(適用)

第3条 本規程は従業者に適用する。

2. 本規程は、当事務所が取り扱う特定個人情報等を対象とする。

(特定個人情報基本方針)

第4条 当事務所における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む特定 個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針(以下、「基本方針」という。) を定める。

- ① 特定個人情報に関する法令を遵守するとともに、当事務所の事業内容に照らし特定個人情報を適切に取り扱う旨の宣言文
- ② 特定個人情報の利用目的

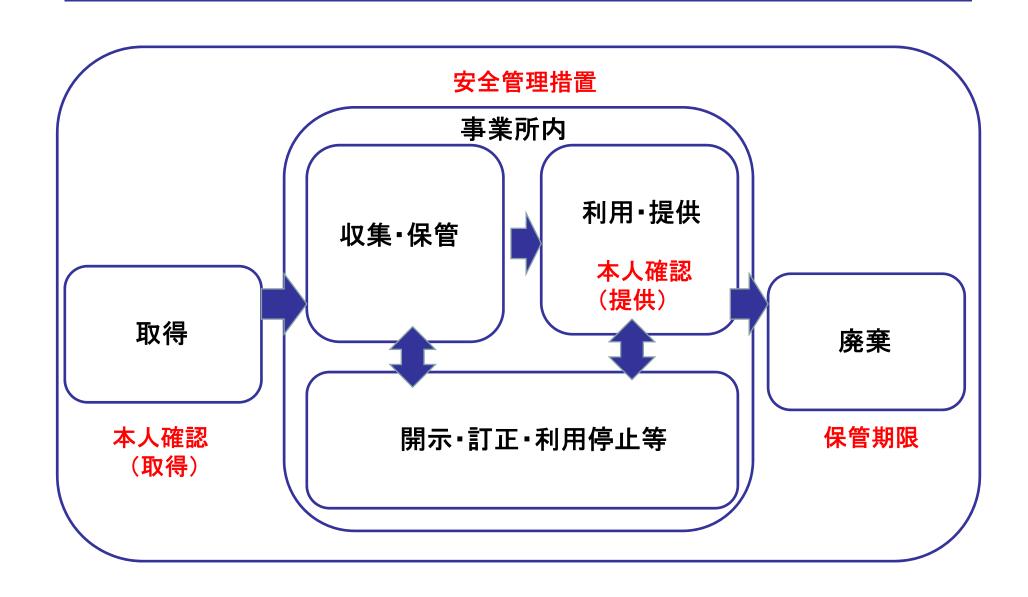
日本税理士会連合会HP「税理士のための「マイナンバー対応ガイドブック」より

第2章 管理体制

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第5条 当事務所において個人番号を取り扱う事務は、次に掲げる事務に限定する。

① 従業員等に係る源泉徴収事務、社会保険関係事務及び労働保険関係事務



3. 契約変更、覚書、誓約書の取り交わし特定個人情報の取扱いに関する

特定個人情報の取扱いに関する覚書(ひな型)

<u>○○○○</u>(以下 甲 という。) と、<u>****</u>(以下「△」という。) とは、甲が△に**■■■■**業務(以下 「本件業務」という。) を委託するに当たり、甲から△に開示又は提供する特定個人情報の取扱いに関して、以下のとおり覚書を締結します。

(定義)

1、一部機はは、甲からとに関いては提供される個人に関する情報であって、当該情報 (特定個人情報の適切な取扱い)。ことができるも

(利用目的) 製コードを変換して得られる番号であって、当該作民県コードが記載して得られる番号であって、当該作民県コードが記載して行わって用いられる番号、記号さの他の符号であって、住民県コード以外のものを含む、(金田田・美元) (のはり目 一年)

(第二者への非開示等)人情報をいいます

(特定個人情報の持出し)に努め、これを適談かつ適切に管理・

(従事者に対する監督・教育)

第一条 元 N 人情報を、本件業務の遂行のためにのみ利用するものとし、番号法により (再)条 元 対できる場合を除き、その他の目的には利用しないものとします。

(管理状況の報告。調査) Marzel Male Carrier Land

(事故発生時の措置)

*特定個人情報の返還) に書類章をはずり出り場合は、次全管理出

(従事者に対する監督・教育)

第6条 アは、従業者が特定個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行うものとし

■ 124. 後間医療型は再過機構製の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な数質を行うものとします。

(再委託)

第7条 乙は、本件業務を、甲の許諾を得た場合に限り第三者に再表託できるものとします。
 2. 乙は、甲の許諾を得て第三者に本件業務を再表託する場合においても、当該第三者に対し本合意書と同様の義務を課すものとし、当該第三者の行為につき、甲に対し当該第三者と連帯して責めを負うものとします。

誓約書の作成 従業員とのコンプライア

誓約書 (モデル)

○○○○報理士事務所 報理士造人 商長 ○○ ○○ 爵

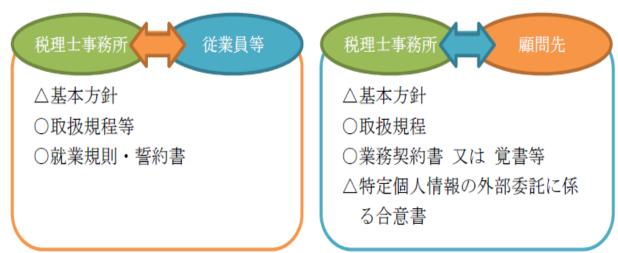
マイナンバーを取扱う事務所としてもう一度 スタッフとの契約を見直す必要がある

1 日本の主義の 1 日本の 1

日本税理士会連合会HP「税理士のための「マイナンバー対応ガイドブック」より

- 3. 契約変更、覚書、誓約書の取り交わし
- ・顧問先との業務契約書の作成時に、特定個人情報等の取り扱いについて記載する必要がある
- ・既に締結している場合は、その契約書に新たに規定を設けるか、別途、覚書等の書面を取り交わしておく必要がある

【参考】策定が必要な書類



※ ○:策定等必須のもの △:策定すると望ましいもの

日本税理士会連合会 「税理士のためのマイナンバー対応ガイドブック」より

4. 組織的安全管理措置

A 組織体制の整備 安全管理措置を講ずるための組織体制を整備する

B 取扱規程等に基づく運用 運用状況の確認のため

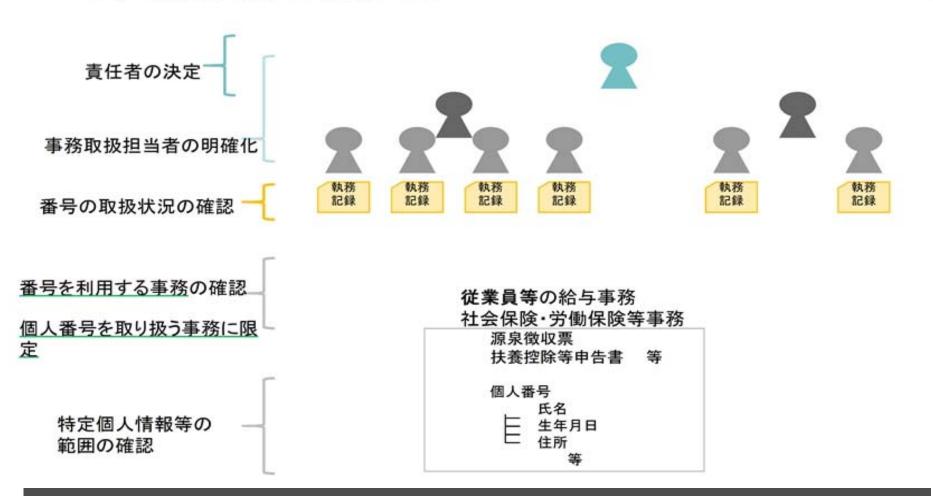
C 取扱状況を確認する手段の整備 特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備する(取扱状況を確認するための記録等には、特定個人情報等は含めない)

D 情報漏えい等事案に対応する体制の整備 情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための対応体制を整備する

E 取扱状況の把握及び安全管理措置の見直と 特定個人情報等の 組む

4. 組織的安全管理措置

事務作業の見直し



5. 人的安全管理措置

人的安全管理措置: 個人番号を取扱う事務取扱担当者の監督及び教育について、従業員への定期的な研修等を行い、特定個人情報についての秘密保持に関する事項を就業規則に盛り込む等の必要な措置を講じなければならない。

- 事務担当者の監督
- 事務担当者への
- 秘密保持事項の就業規則への追加





5. 人的安全管理措置

組織体制の整備のため、従業員には、まず、内閣府で事業者向けに作成した20分程度のビデオを見てもらい教育をしましょうその後、AからCの内容に対処しているかをチェックしましょう

ビデオによるスタッフへの教育 政府広報オンラインより動画をダウンロードして教育を行いましょう http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/corp/



閲覧は、こちらのサイトでもできます http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg11625.html

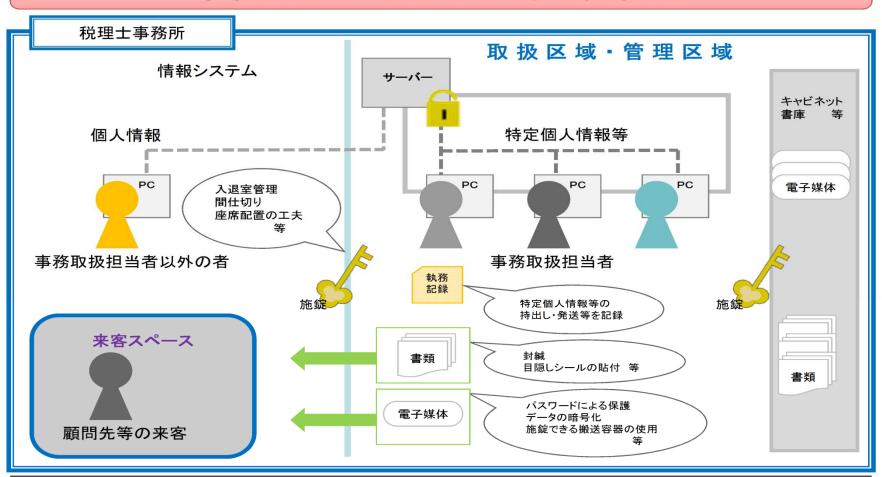
- 6. 物理的安全管理措置
 - ① 特定個人情報等を取扱う区域の管理:入退室管理、間仕切り、座席配置など
 - ② 機器および電子媒体等の盗難等の防止:施錠できるキャビネット等への保管、PCのセキュリティワイヤーなど
 - ③ 電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止:ZIP等によるデータの暗号化、パスワードの設定など
 - ④ 個人番号の削除、機器および電子媒体等の廃棄:焼却等の復元不可能な廃棄方法、保存期間経過後の削除・廃棄・手続き
 - ※ 中小規模事業者は削除・廃棄したことを確認する





6. 物理的安全管理措置

事務所のレイアウト等の見直し



6. 物理的安全管理措置

● セキュリティワイヤーの利用











セキュリティワイヤーの設置 は5分で終わります 必ず設置しましょう

6. 物理的安全管理措置 の例

● 持ち出す際のパスワードの設定方法

例「mynumbeR-otomakas-1357」など本人が覚えやすく他人に容易に判らないもの (最後だけ大文字・名前逆打ち・奇数のみの数字)

「123456789」などは絶対禁止です

後半でパスワードの設定について詳しく説明します

● セキュリティーUSBメモリー

PCやスマートフォン・タブレットなどに保存したデータを持ち運ぶ際に起こりうる、ウイルス感染や情報漏洩などを未然に防ぐための機能を搭載したUSBメモリーです。 ライセンス付きのウイルスチェック機能やデータの暗号化機能、セキュリティー管理機能などがUSBメモリーに内蔵されています





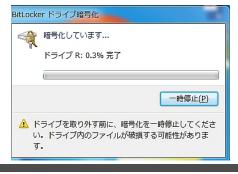


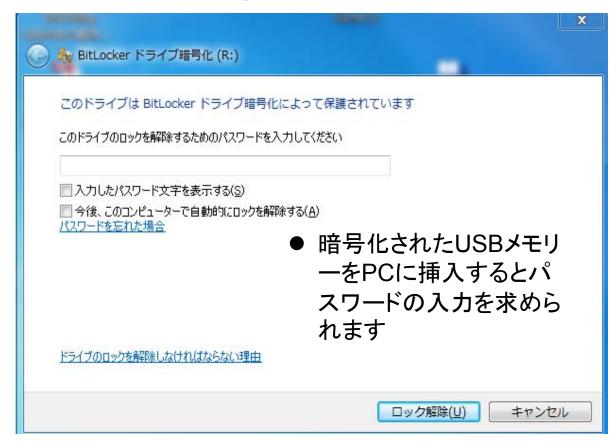
6. 物理的安全管理措置 の例

- Windows付属のBitLockerによりドライブを暗号化をすればUSBメモリーを開くときにパスワードの入力を求めるように設定をする事が出来ます (なお、BitLockerは、Windowsの7のUltimate、Enterpriseエディション 8と8.1のPro、Enterpriseエディション、10のProで使用可能です)
 - コントロールパネルの BitLockerから設定



● ドライブを暗号化します





6. 物理的安全管理措置

● 個人番号の削除、廃棄方法

データーの削除について

windowsPCで個人情報関係のファイルを削除するときは専用のソフトを使いましょう

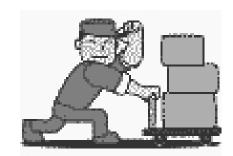
最低でも、3回上書きする米国国防総省方式DoD 5220.22Mに対応したソフトがお 勧めです

紙の廃棄について

紙で保存しているものを廃棄する場合は、最低限、タテ横のシュレッダーに掛けたうえで、かき回したものを捨てるか、廃棄物処理業者の溶解サービスを利用し廃棄するか、もしくは両方を行えば完璧だと思います

溶解処理を行う業者によっては、バインダーやファイルがそのままでも、回収可能

な業者もあります



7. 技術的安全管理措置

A アクセス制御

情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務 取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために 適切なアクセス制御を行う

B アクセス者の識別と認証

特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証する

C 外部からの不正アクセス等の防止

情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを 導入し、適切に運用する

D 情報漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講じる

7. 技術的安全管理措置

A. ユーザーアカウント制御(UAC)のセキュリティポリシーによりPCに インストールするアプリケーションを管理します。 データー入力者のアカウントを「PCの管理者」でなく「標準ユーザー」 としかつ、UACのセキュリティポリシーを利用して出所の判ったソフト ウエア以外のインストールを禁止しましょう



7. 技術的安全管理措置

- A. 参考 セキュリティポリシー一覧
 - 1. アプリケーションのインストールを検出し、昇格をプロンプトする 説明 このポリシー設定は、コンピューターへのアプリケーションの インストールを検出したときの動作を決定します。
 - 2. 管理者承認モードを有効にする 説明 このポリシー設定は、コンピューターのユーザー アカウント制御 (UAC) ポリシー設定の動作を決定します。
 - 3. 管理者承認モードでの管理者に対する昇格時のプロンプトの動作 説明 このポリシー設定は、管理者承認モードでの管理者に対する 昇格時のプロンプトの動作を決定します。
 - 4. 署名および検証された実行ファイルのみを昇格する 説明 このポリシー設定は、特権の昇格を必要とする対話型アプリ ケーションに対して、公開キー基盤(PKI)署名チェックを強制 します。エンタープライズ管理者は、ローカル コンピューター 上の信頼された発行元証明書ストアに証明書を追加することに よって、どのアプリケーションを許可するかを管理できます。
 - 5. 昇格のプロンプト時にセキュリティで保護されたデスクトップに切り替える 説明 このポリシー設定は、昇格要求のプロンプトが、対話ユーザーのデスクトップで表示されるか、セキュリティで保護されたデスクトップで表示されるかを決定します。
 - 6. 標準ユーザーに対する昇格時のプロンプトの動作 説明 このポリシー設定は、標準ユーザーに対する昇格時のプロンプト の動作を決定します。

- 7. 技術的安全管理措置 の例
- B. パソコンにログインする際に必ずユーザーID・パスワードを設定しましょう。

その上で、磁気やICカード・指紋認証・虹彩認証を組み合わせる事が有効です(2要素認証と言われます)





指紋認証

虹彩認証

- 7. 技術的安全管理措置
- C. ウインドウズ内蔵のファイアウォール機能の利用
 - セキュリティ対策ソフトのファイアウォール機能

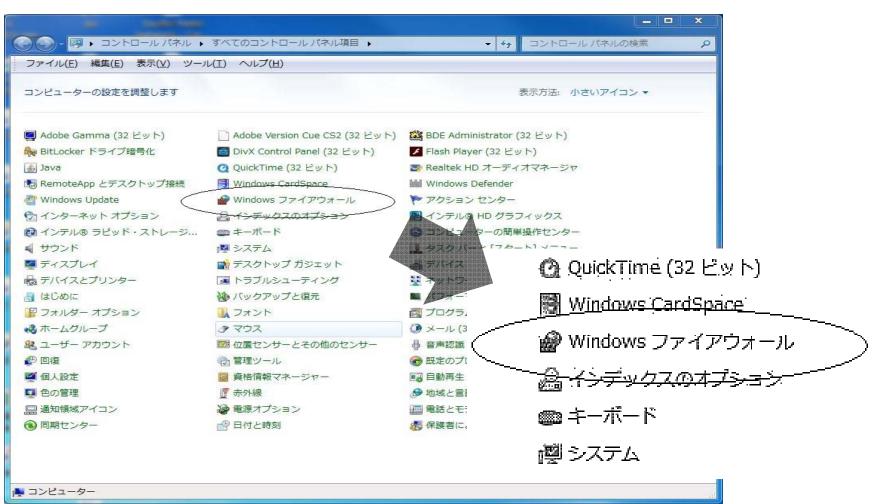
「シマンテック ノートン インターネット セキュリティ」「マカフィ インターネット セキュリティ」「ウイルスバスター」「ウイルスセキュリティ」等のソフトには メールの添付ファイルチェックやインターネットのサイトを閲覧する際に サイトをチェックする機能等が付随しています

(東京税理士会は、これらの特定のソフトの利用を推奨するわけではありませんので、 各人お好みのソフトをご利用下さい)

- ・ファイアウォールやセキュリティ対策ソフトを全て自動更新機能により 常に最新のソフトに更新する(IPAのMyJVN バージョンチェッカの使用)
- ・通信経路の暗号化を行って、その上でデーターの流出を防ぐ手段は VPNやSSL通信と言った手段がありますが、まずは最低限、最新のファイア ウォールの利用を徹底しましょう

7. 技術的安全管理措置

C. ウインドウズ内蔵のファイアウォールの利用



- 7. 技術的安全管理措置 の例
- D. 個人番号が入ったファイルやメールは必ず暗号化とパスワードによる保護 の徹底

パスワードは8文字以上

連続した文字の不使用

パスワードは書き留めない

圧縮ソフトのパスワードは出来ればメールで送らないことが理想

パスワードは定期的に変更する

レジュメの前の方のパスワード例示も参照して下さい



お客様にお願いすること

お知らせと告知 (参考)

顧問先社内でのマイナンバー収集に関する告知例



サイト内検索 検索

ホーム お知らせ データライブラリ

100の提案 会報「税理士界」 役員・委員専用ページ

公開サイト

ホーム > 会員専用ページ > データライブラリ > 番号制度プロジェクトチーム > 社会保障・税番号制度

社会保障・税番号制度

相続税申告等における個人番号の取得(ひな型)について

2016年5月20日

譲渡所得の確定申告や相続税申告など、継続的な契約を要しない依頼における、納税者からの個 人番号取得のひな型を作成しました(平成28年5月20日一部修正のうえ更新)。

税務書類の作成に必要な個人番号等のご提供のお願い【税務代理権限証書あり】 [Word/52KB]

税務書類の作成に必要な個人番号等のご提供のお願い【税務代理権限証書なし】 [Word/54KB]

※一部でword・excel文書が開けないとの報告がありますが、右クリックのうえ文書を保存して いただくと開ける場合もあるとのことです。

【汎用版】個人番号の提供について(サンプル)

2016年5月20日

個人番号の提供・取得に関する汎用版のサンプルを作成いたしました(平成28年5月20日一部修 正のうえ更新)。

税務署に提出する支払調書作成を目的とした場合の、個人番号の取得に関してご使用いただけま

データライブラリ
制度部
調查研究部
業務対策部
研修部
税務支援対策部
綱紀監察部
登録調査部
公益活動対策部
国際部
中小企業対策部
情報システム委員会
日税連成年後見支援センター
番号制度プロジェクトチーム
社会保障・税番号制度

お客様にお願いすること

<汎用版> 個人番号の提供について(ひな型)

平成 年 月 日

様

0000000

個人番号の提供について (お願い)

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 28 年 1 月から社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) の運用が開始されたことから、税務署に提出する支払調書に支払を受ける方の個人番号 (マイナンバー) の記載が求められることになりました。

つきましては、弊社では、税務署へ提出する支払調書を作成するため、貴殿の個人 番号を使用いたしますので、大変お手数ではございますが、別紙により、貴殿の個人 番号をご提供いただきたく、よろしくお願いいたします。

また、マイナンバーを取得する際は、提供された番号が正しいものであることの確認 (番号確認) と現に手続きを行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認 (身元確認) が必要とされておりますので、これら本人確認書類についても併せてご 提出くださるようお願い申し上げます。

なお、ご提出いただきました個人番号につきましては、法令に即した安全管理措置 のもと管理し、支払調書作成事務(支払調書の作成及び税務署への提出)以外の用途 には使用しないことを申し添えます。

追って、弊社における個人番号等の取扱いを定めた「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針(又は特定個人情報等取扱規程)」については、裏面(又は別紙、HP等)に記載のとおりです。

敬具

<汎用版> 個人番号の提供について(ひな型)

〇〇〇〇〇(依頼者名を記載)宛

個人番号提出書

お名	前:										
I	個人	番号(マイナ	ンバー)	1 2	桁】					
	-		- 1		-1						
	2	1	1	15	1		1		1	1	10
	3		- 1	10	1		1	- 1		4	
	1	37	13	- 5	1		7	13	1	8	- 6
	10	1		70	1		1	- 1	1	- 1	100
	2.0	10		500	1						100

【II 添付書類 2点】※番号確認と身元確認を行うため、下記書類のコピーを A、B 1 点 ずつ(合計 2 点)提出してください。

A 番号確認書類

①個人番号カード(裏面)
②通知カード
③個人番号が記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

↑同封した書類に✔を入れてください。

B 身元確認書類

①個人番号カード(表面)	
②運転免許証又はパスポートなどの	の写真付身分証明書
③その他※()

↑同封した書類に**ノ**を入れてください。

※Bの①②の書類がない場合は、次の書類2点のコピーを同封してください(この場合、Aの番号確認書類と併せて合計3点のコピーが必要です)。

○健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等、納税証明書、国税等の領収書、印鑑登録証明書等

⇒ 上記以外の本人確認書類の詳細については国税庁の告示をご参照ください。

https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/kokuji/index.htm

お客様にお願いすること

<汎用版:個人識別事項プレ印字用>個人番号の提供について(ひな型)

※本状を用いる場合は、相手が本人に相違ないことを事前に確認できていることが前提となります。

平成28年 月 日

T000-0000

住所

氏名

0000000

個人番号の提供について (お願い)

拝啓 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成28年1月から社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の運用が開始されたことから、税務署に提出する支払調書に支払を受ける方の個人番号(マイナンバー)の記載が求められることになりました。

つきましては、弊社では、税務署へ提出する支払調書を作成するため、貴殿の個人番号を使用いたしますので、大変お手数ではございますが、<u>当書面に、貴殿の個人番号が記載された個人番号カードの裏面のコピー若しくは通知カードのコピー等を添付のうえ、この</u>ままご返送くださるようお願い申し上げます。

なお、当書面上部にプレ印字した貴殿の氏名又は住所が、上記の添付いただく書類のコピー等に記載されている貴殿の氏名又は住所と異なる場合には、個人番号カードの表面のコピーや運転免許証のコピー等の身元確認書類を併せて添付くださいますようお願い申し上げます(裏面の注書をご確認ください。)

ご提供いただきました個人番号等につきましては、法令に即した安全管理措置のもと適切に管理し、支払調書作成事務(支払調書の作成及び税務署への提出)以外の用途には使用いたしません。

また、弊社における個人番号等の取扱いを定めた「特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針(又は特定個人情報等取扱規程)」については、別紙(又は HP 等)に記載のとおりです。

敬具

のりづけ

※個人番号カードの裏面のコピー又は通知カードのコピーを貼り付けてください。

- ※上記のほか、個人番号が記載された住民票の写しのコピー又は住民票記載事項証明書のコピーを裏面に貼り付けていただいて構いません。
- (注) 当書面上部にプレ印字した氏名又は住所が、添付いただく書類のコピー等に記載されている貴殿の氏名又は住所と異なる場合には、身元確認書類として、以下のいずれかの書類のコピーを併せてご提出ください。
 - ① 個人番号カードの表面
 - ② 運転免許証又はパスポートなどの写真付身分証明書
 - ③ 健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証書等、納税証明書、国税等の領収書、 印鑑登録証明書等の中から2点

• 顧問先からマイナンバーをどのように収集するか?





顧問先より郵送



顧問先よりFAX





顧問先より電子メール

収集の方法 (参考)

ベンダーのマイナンバーの取り組みの類型

センター系

- センター 一括管理
- ●入力は会計事務所

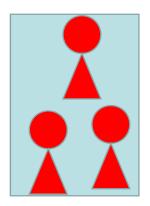
サーバ系

- サーバにデータベース領域確保
- ●入力は会計事務所

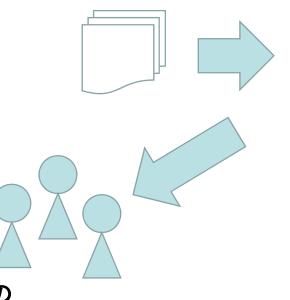
クラウド系

- 利用者に個別ID付与
- ●入力は本人のみ

企業



①法人で従業員のメールアドレスを収集しベンダーに渡す



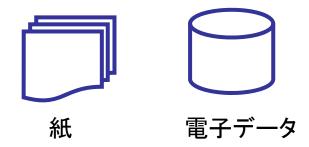
②各従業員にベンダーより メール(個人番号登録用サイトの URL付き)

- ③各従業員が個人番号登録用サイトへ個人番号と写真をUP
- ④法人へ個人番号登録用サイト へのアクセス方法を連絡



マイナンバー保管の留意点

• 保管方法

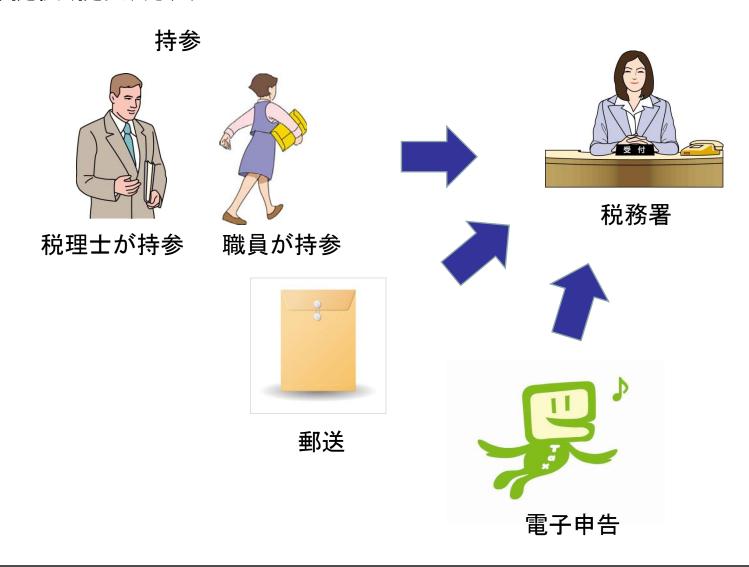


• 保管場所



マイナンバー提供(提出)の留意点

• 申告書等提供(提出)方法



本人確認方法 電子申告の場合、従来と同様の方法

【税務当局における税務代理人の本人確認】

(税理士会員専用ページ掲載)

〇 税理士(個人)の本人確認書類

	提出態様	番号提供者	本人確認書類(方法)						
	延山恐怀	現に番号提供を行う者	代理権	代理権 身元確認					
	対面	税理士 税理士又は職員	税務代理権限証書	税理士証票 (提示・写しの提出)(★1)(★2)	納税者の個人番号カード等 (提示・写しの提出)(★1)				
税務代理権限証書 (法30条書面) 添付あり	郵送	税理士 "		税理士証票(写しの提出)	納税者の個人番号カード等 (写しの提出)				
ל כט ניו אנא	電子申告 (代理送信)	税理士 "	税務代理権限証書データ	税理士の電子証明書	当局によるシステム確認 (写し等の別送不要)				
44.36 /A.TH + A.TH = T. +	対面	納税者本人 税理士又は職員		納税者の個人番号カード等 (写しの提出)	納税者の個人番号カード等 (写しの提出)				
税務代理権限証書 (法30条書面) 添付なし	郵送	納税者本人 税理士		納税者の個人番号カード等 (写しの提出)	納税者の個人番号カード等 (写しの提出)				
75 E 1 376 C	電子申告 (代理送信)	税理士 //	納税者の利用者識別番号又は利用者 IDを入力して送信している事実	税理士の電子証明書	当局によるシステム確認 (写し等の別送不要)				

〇 税理士法人の本人確認書類

0 机建工及入07		→ 妥旦担供之					
	提出態様	現に番号提供を行う者	代理権	法人実在•関係性	番号確認		
	対面	税理士法人		社員税理士等の税理士証票	納税者の個人番号カード等		
	τ,	社員税理士等又は職員		(提示・写しの提出)(★1)(★2)	(提示・写しの提出)(★1)		
税務代理権限証書 (法30条書面)	郵送	税理士法人	税務代理権限証書	社員税理士等の税理士証票	納税者の個人番号カード等		
添付あり	되나스	社員税理士等	(元份) (八年代) (八年代) (八十年)	(写しの提出)	(写しの提出)		
	電子申告 (代理送信)	税理士法人	税務代理権限証書データ	法人実在・関係性確認済みの 代理送信可能な利用者識別	当局によるシステム確認		
		社員税理士等	があい。生性低証者ノーダ	10年 10	(写し等の別送不要)		
	対面	納税者本人		納税者の個人番号カード等	納税者の個人番号カード等		
	刈田	社員税理士等又は職員		(写しの提出)	(写しの提出)		
税務代理権限証書	エル・ス	納税者本人		納税者の個人番号カード等	納税者の個人番号カード等		
(法30条書面) 添付なし	郵送	社員税理士等		(写しの提出)	(写しの提出)		
	 電子申告	税理士法人	納税者の利用者識別番号又は利用者	法人実在・関係性確認済みの	当局によるシステム確認		
	(代理送信)	社員税理士等	IDを入力して送信している事実	代理送信可能な利用者識別 番号による送信(★3)	(写し等の別送不要)		

^{★1:}窓口の混雑防止を図り税務当局及び税理士双方の負担を緩和する観点から、国税庁と協議した結果、国税関係手続においては写しを添付のうえ提出することを基本としています。

^{★2:} 税理士資格を有しない職員が対面により提出する場合は、税理士証票の写しを提示し、併せて提出してください。 ★3: eLTAXの場合は、日税連運営の税理士情報検索サイトにより法人の実在・関係性が確認されます。

[※] 国税関係手続は、上記のとおり国税庁告示により定められています。

[※] 地方税関係手続の詳細は地方公共団体ごとに定められる告示により規定されるため、詳細は手続を行う地方公共団体にご確認ください。

情報セキュリティ(個人情報保護を含む)

個人情報保護法とは?

個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性とのバランスを図りつつ、民間事業者における個人情報の取扱いに関するルールを定めた法律が「個人情報保護法」(個人情報の保護に関する法律)です。



個人情報保護法を守らなければならない事業者とは?

個人情報保護法を守らなければならない事業者とは、個人情報を紙面やパソコンで名簿化するなど、データベース化して事業活動に利用している者のことをいいます。

法人に限定されず、営利・非営利の別は問われないため、個人事業主やNPO・自治会等の非営利組織であっても、個人情報保護法を守らなければなりません。

改正前は、事業に活用する個人情報が5,000人分以下の事業者は、個人情報保護法の義務を守る必要はありませんでした。しかし、情報通信技術の進展など、個人情報の取扱いに関する環境が変化してきたことから、個人の権利・利益が適切に保護されるよう、改正後は、このような事業者も個人情報保護法を守らなければならないこととなりました。

個人情報とは?

個人情報とは、生存する個人に関する 情報であって、特定の個人を識別する ことができるものをいいます。

例:氏名·住所·生年月日、顔写真、顔認識データ、 指紋認識データ、マイナンバー、旅券番号、 免許証番号等

METI 経済産業省

01 全体像

1. 何が改正されるのか?

■ 個人情報保護法とマイナンバー法の両方が改正される

施行日:公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める 「個人情報保護員会」の設置は、2016年1月1日

個人情報保護法

マイナンバー法(番号利用法)

▶ マイナンバー法は「番号法」 から「番号利用法」へ 個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

○個人情報の取扱いの監視監督権限を 有する第三者機関(個人情報保護委 員会)を特定個人情報保護委員会を 改組して設置など

特定個人情報(マイナンバー)の利用の推進に係る制度改正

- ○金融分野、医療等分野等における利用 範囲の拡充
- ⇒預貯金□座への付番、特定健診・保 健指導に関する事務における利用、予 防接種に関する事務における接種履 歴の連携等

4

経済産業省HPより

個人情報保護法の改正内容①

1. 個人情報の定義の明確化					
個人情報の定義の明確化 第2条第1項、第2項 特定の個人の身体的特徴を変換したもの(例:顔認識データ)等は特定の個人を識別るため、これを個人情報として明確化する。					
要配慮個人情報 第2条第3項 本人に対する不当な差別又は偏見が生じないように人種、信条、病歴等が含まれる個人情報については、本人同意を得て取得することを原則義務化し、本人同意を得ない第三者提供の特例(オプトアワ					
2. 適切な規律の下で個人情報	等の有用性を確保				
匿名加工情報 第2条第9項、第10項、 第36条~第39条	特定の個人を識別することができないように個人情報を加工したものを匿名加工情報と定義し、その加工方法を定めるとともに、事業者による公表などその取扱いについての規律を設ける。				
個人情報保護指針 第53条	個人情報保護指針を作成する際には、消費者の意見等を聴くとともに個人情報保護委員会に届出。 個人情報保護委員会は、その内容を公表。				
3. 個人情報の保護を強化(名	海屋対策)				
トレーサビリティの確保 第25条、第26条	受領者は提供者の氏名やデータ取得経緯等を確認し、一定期間その内容を保存。また、提供者も、受領者の氏名等を一定期間保存。				
データベース提供罪 第83条	個人情報データベース等を取り扱う事務に従事する者又は従事していた者が、不正な利益を図る目的 で提供し、又は盗用する行為を処罰。				

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案 説明資料 2015年4月 内閣官房IT総合戦略室

個人情報保護法の改正内容②

4. 個人情報保護委員会の新設及びその権限

個人情報保護委員会 内閣府の外局として個人情報保護委員会を新設(番号法の特定個人情報保護委員会を改 (H28.1.1施行時点) 第50条~第65条 組)し、現行の主務大臣の有する権限を集約するとともに、立入検査の権限等を追加。(なお、 (全面施行時点) 報告徴収及び立入検査の権限は事業所管大臣等に委任可。) 第40条~第44条、 第59条~第74条 5. 個人情報の取扱いのグローバル化 国境を越えた適用と外国執行当 日本国内の個人情報を取得した外国の個人情報取扱事業者についても個人情報保護法を原則 局への情報提供 適用。また、執行に際して外国執行当局への情報提供を可能とする。 第75条、第78条 外国事業者への第三者提供 個人情報保護委員会の規則に則った方法、または個人情報保護委員会が認めた国、または本人 同意により外国への第三者提供が可能。 第24条 6. その他改正事項 オプトアウト規定の厳格化 オプトアウト規定による第三者提供をしようとする場合、データの項目等を個人情報保護委員会へ 届出。個人情報保護委員会は、その内容を公表。 第23条第2項~第4項 利用目的の制限の緩和 個人情報を取得した時の利用目的から新たな利用目的へ変更することを制限する規定の緩和。 第15条第2項 小規模取扱事業者への対応 取り扱う個人情報が5,000人以下であっても個人の権利利益の侵害はありえるため、5,000人以 下の取扱事業者へも本法を適用。 第2条第5項

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案 説明資料 2015年4月 内閣官房口総合戦略室

■番号法と個人情報保護法

※平成27年9月9日公布日から2年以内の政令 で定める日以降の改正個人情報保護法で、 5,000人要件は撤廃されます。

保護方針		番号法	個人情報保護法	
適用除外		なし、但しガイドラインでは、従業員数 100人以下の場合について特例を示す	個人の数が過去6ヵ月以内で5000人を 超えないもの※	
利	利用範囲	法律で利用範囲を厳しく制限	企業側で自由に設定	
用	利用範囲の変更 目的外利用	法律で厳しく設定 例)事前に本人が同意しても不可	ある程度認められている 例)利用目的の変更と公表で可	
提	第三者提供	法律で厳しく制限	事前に本人が同意していれば許される	
供 	オプトアウト*による 第三者提供	認められない	認められる	
	第三者への委託	認められる		
収集·	保管・削除	法律で厳しく制限	利用と同等	
データ	タベースの作成	厳しく制限	制限なし	
安全管理措置		死者の個人情報も対象	生存者の個人情報が対象	
行政(または第三者機関) の監督権限		立ち入り検査権あり 個人情報保護委員会	立ち入り検査権なし	
罰則		直罰規定あり・罰則が厳しく設定	直罰規程なし	

^{*}オプトアウト: 一定の事項をあらかじめ通知等しているときは、本人の同意を得ずに第三者に提供することが可能な仕組み

表 2.1:情報セキュリティ 10 大脅威 2015

順位	タイトル
	インターネットバンキングやクレジットカード情報の不正利用
1	~個人口座だけではなく法人口座もターゲットに~
2	内部不正による情報漏えい
	~内部不正が事業に多大な悪影響を及ぼす~
3	標的型攻撃による諜報活動
3	~標的組織への侵入手口が巧妙化~
4	ウェブサービスへの不正ログイン
4	~利用者は適切なパスワード管理を~
5	ウェブサービスからの顧客情報の窃取
J	~脆弱性や設定の不備を突かれ顧客情報が盗まれる~
6	ハッカー集団によるサイバーテロ
·	~破壊活動や内部情報の暴露を目的としたサイバー攻撃~
7	ウェブサイトの改ざん
	~知らぬ間に、ウイルス感染サイトに仕立てられる~
8	インターネット基盤技術を悪用した攻撃
	~インターネット事業者は厳重な警戒を~
9	脆弱性公表に伴う攻撃
	~求められる迅速な脆弱性対策~
10	悪意のあるスマートフォンアプリ
	~アプリのインストールで友人に被害が及ぶことも~

IPA 「情報セキュリティ 10大脅威 2015」より

中小規模事業者の現状

3. 結果概要 情報セキュリティ対策に関する組織的な体制の実態



- 情報セキュリティ対策担当者がいる小規模企業は19.6%
 - <u>"情報セキュリティ対策に係る専門部署または担当者"がいる割合は、小規模企業で19.6%、100人以下の中小企業で52.2%、101人以上の中小企業で63.4%である。</u>



2015年度中小企業における情報セキュリティ対策に関する実態調査報告書 2016年3月IPA より

セキュリティとは何か? →安全に生活するための各種の努力全般

具体的には? → リスクを減らすこと=セキュリティを高めること

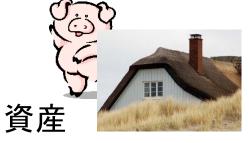
→ リスクを減らすことが早道

リスクは何からできているか?→資産、脅威、脆弱性

リスクを減らすにはどうするか?

→資産、脅威、脆弱性のうち、どれかをなくす

セキュリティはなぜ破られるのか 岡嶋 裕史/著 200607発行 より



脆弱性 =わらの家



脅威

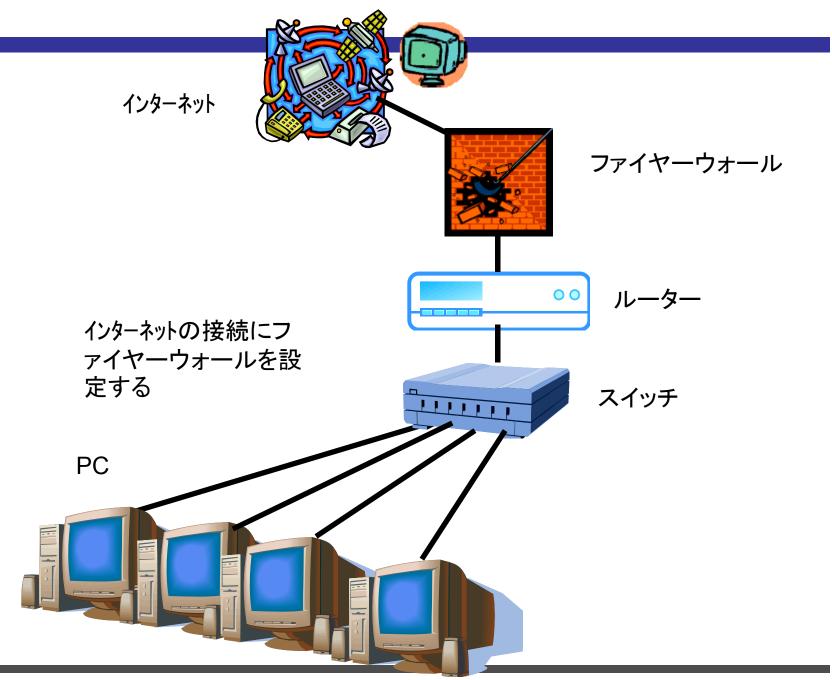


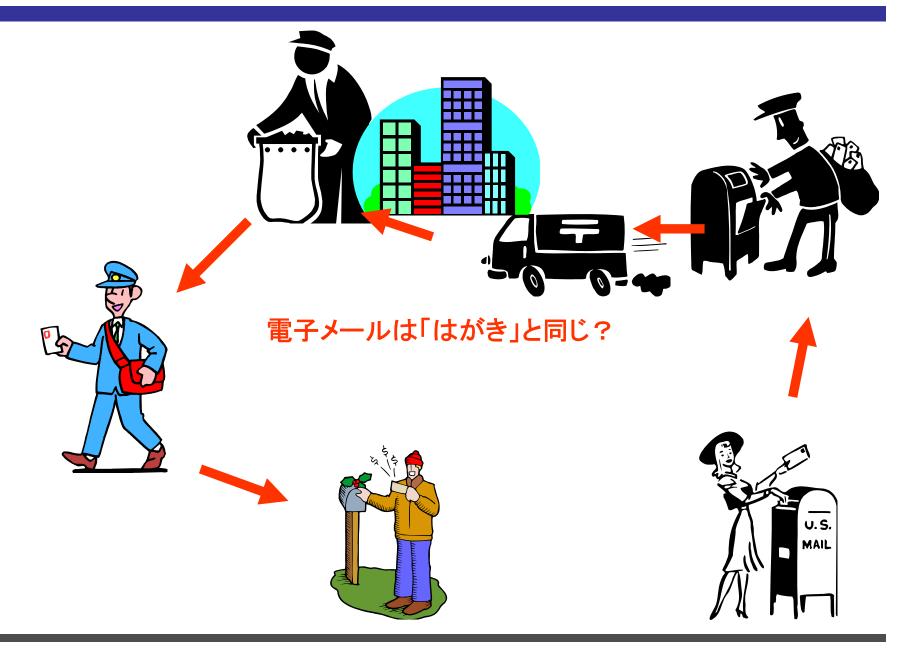
脆弱性 =木の家

ペリメーターモデル =境界線によって安全側と危険側をわける方法



脆弱性 =レンガの家+柵





具体的な対策のために

5分でできる自社診断シート

入門レベルとして最初に取り組むべき 情報セキュリティ対策の自社診断シート



●診断の前に	すず車面の	1	をご覧ください	
= 8%をバリノロリレム、	まり表明 の		をと 見入ださい	٠,

- ●下記の診断内容を読み、チェック欄の該当するするもの1つに○を付けてください。
- ●「実施している」はすべての従業者が実施している場合に選んでください。
- ●シートは、経営者または管理者の方がご記入ください。
- ●チェックが終了したら最下段に合計を記入して、裏面の2 をご覧ください。

組織名			
記入者名			
実施年月日	年	月	E

	診断項目		チェック				自社診断 パンフレットと
No			実施している	一部実施している	実施していない	わから ない	バンフレットと 対応しています。 ▼
1	保管について	重要情報※1を机の上に放置せず鍵付き書庫に保管し施錠するなどのように、重要情報が みだりに扱われないようにしていますか?	4	2	0	0	P1 No.1 保管についてを参照
2	持ち出しについて	重要情報を社外へ持ち出す時はパスワードロックをかけるなどのように、盗難・紛失対策を していますか?	4	2	0	0	P1 No.2 持ち出しについてを参照
3	応察について	重要な書類やCDなどを廃棄する場合は、シュレッダーで裁断するなどのように、重要情報が 読めなくなるような処分をしていますか?	4	2	0	0	P1 No.3 廃棄についてを参照
4	廃棄について	重要情報の入ったパソコン・記憶媒体を廃棄する場合は、消去ソフトを利用したり、業者に 消去を依頼するなどのように、電子データが読めなくなるような処理をしていますか?	4	2	0	0	P1 No.4 廃棄についてを参照
5		事務所で見知らぬ人を見かけたら声をかけるなどのように、無許可の人の立ち入りがないようにしていますか?	4	2	0	0	P2 No.5 事務所についてを参照
6	事務所について	退社時に、机の上の備品やノートパソコンを引き出しに片付けるなどのように、盗難防止対 策をしていますか?	4	2	0	0	P2 No.6 事務所についてを参照
7		最終退出者は事務所を施錠し退出の記録(日時、退出者)を残すなどのように、事務所の施錠を管理していますか?	4	2	0	0	P2 No.7 事務所についてを参照
8		WindowsUpdate※2を行うなどのように、常にソフトウェアを安全な状態にしていますか?	4	2	0	0	P3 No.8 パソコンについてを参照
9	- パソコンについて	ファイル交換ソフト※3を入れないようにするなどのように、ファイルが流出する危険性が高いソフトウェアの使用を禁止していますか?	4	2	0	0	P3 No.9 パソコンについてを参照
10		社内外での個人パソコンの業務使用を許可制にするなどのように、業務で個人パソコンを 使用することの是非を明確にしていますか?	4	2	0	0	P3 No.10 パソコンについてを参照
11		退社時にパソコンの電源を落とすなどのように、他人に使われないようにしていますか?	4	2	0	0	P3 No.11 パソコンについてを参照
			-				

具体的な対策のために

12		パスワードは自分の名前を避けるなどのように、他人に推測されにくいものに設定していますか?	4	2	0	0	P4 No.12.13.14 パスワードについてを参照
13	パスワードについて	パスワードを他人が見えるような場所に貼らないなどのように、他人にわからないように管理していますか?	4	2	0	0	P4 No.12.13.14 パスワードについてを参照
14		ログイン用のパスワードを定期的に変更するなどのように、他人に見破られにくくしていますか?	4	2	0	0	P4 No.12.13.14 パスワードについてを参照
15	ウイルス対策について	パソコンにはウイルス対策ソフトを入れるなどのように、怪しいWebサイトや不審なメールを介したウイルスから、パソコンを守るための対策をおこなっていますか?	4	2	0	0	P4 No.15 ウイルス対策についてを参照
16	ライル人対策について	ウイルス対策ソフトのウイルス定義ファイル※4を自動更新するなどのように、常に最新のウイルス定義ファイルになるようにしていますか?	4	2	0	0	P4 No.16 ウイルス対策についてを参照
17		電子メールを送る前に、目視にて送信先アドレスの確認をするなどのように、宛先の送信ミスを防ぐ仕組みを徹底していますか?	4	2	0	0	P5 No.17 メールについてを参照
18	メールについて	お互いのメールアドレスを知らない複数人にメールを送る場合は、Bcc※5機能を活用するなどのように、メールアドレスを誤って他人に伝えてしまわないようにしていますか?	4	2	0	0	P5 No.18 メールについてを参照
19		重要情報をメールで送る場合は、重要情報を添付ファイルに書いてパスワード保護するなどのように、重要情報の保護をしていますか?	4	2	0	0	P5 No.19 メールについてを参照
20	バックアップについて	重要情報のバックアップを定期的に行うなどのように、故障や誤操作などに備えて重要情報 が消失しないような対策をしていますか?	4	2	0	0	P5 No.20 バックアップについてを参照
21	公世メニーのいて	採用の際に守秘義務があることを知らせるなどのように、従業者に機密を守らせていますか?	4	2	0	0	P6 No.21 従業者についてを参照
22	従業者について	情報管理の大切さなどを定期的に説明するなどのように、従業者に意識付けを行っていますか?	4	2	0	0	P6 No.22 従業者についてを参照
23	取引先について	契約書に秘密保持(守秘義務)の項目を盛り込むなどのように、取引先に機密を守ることを求めていますか?	4	2	0	0	P6 No.23 取引先についてを参照
24	事故対応について	重要情報の流出や紛失、盗難があった場合の対応手順書を作成するなどのように、事故が 発生した場合に備えた準備をしていますか?	4	2	0	0	P6 No.24 事故対応についてを参照
25	ルールについて	情報セキュリティ対策(上記1~24など)を会社のルールにするなどのように、情報セキュリティ対策の内容を明確にしていますか?	4	2	0	0	P6 No.25 ルールについてを参照

具体的な対策のために

診断の後はこちらをお読みください。

100点満点だった方

入門レベルのセキュリティ対策はもう完璧です。ステップアップを検討しましょう。

70~99点だった方

ほぼ、出来ていますが、 部分的に対策が不十分な点があるようです。

49点以下だった方

いつ情報流出等の事故が起きても 不思議ではありません。

小さな隙間から、情報が漏えい することもあります。早めに対処 しましょう。

点数が低かった項目を見直し、実 施しやすい部分から対策の検討を していきましょう。

わからなかった部分や点数が低か った項目を確認し、漏えい事故が 発生する前に対策を施しましょう。

セキュリティガイドラインやベンチマークも利用してみましょう。

組織の業種と、職位に合わ

せて学習できる「情報セキュ

リティポイント学習ツール」 ※を利用し、「実施している」

以外を選択した項目の対策

方法について学びましょう。 実施できていない項目に絞

り込んだポイント学習で、

100点を目指します。

効果測定や改善・見直しのための 情報を参考にしてみましょう。

改善・見直し 効果測定

GOOD!

対策・立案や効果測定のための 情報を参考にしてみましょう。

効果測定

対策•立案

現状把握や対策・立案のための 情報を参考にしてみましょう。

対策·立案

現状把握

50~69点だった方

対策が行き届いていないところが目立ちます。

情報セキュリティ上留意すべき点

- 1. 企業にとって重要な情報とは何か
- 2. 事務所の自分の机の整理
- 3. 訪問者への対応
- 4. 保管期間経過後の資料の処理
- 5. 事業所外への資料の持ち出し
- 6. 事業所内へのパソコン等の持込
- 7. パスワード
- 8. 電子メール
- 9. 守秘義務

IPA 初めての情報セキュリティ対策のしおり より

具体的な対策参考例

IPA せきゅうていマネジメントのしまり シリース(1)



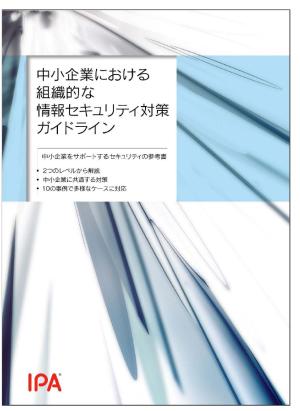
PA 独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター

http://www.ipa.go.jp/security/

自己診断シートの 解説(104頁)

2012年9月3日 第2版

中級レベル情報セキュリティ対策(48頁)



IPA 対策のしおり シリース (9)



http://www.ipa.go.jp/security/

初級レベル情報セキュリティ対策(16頁)

2012年1月30日 第1版

情報漏えい対策のしおり

企業 (組織) で働くあなたへ 7 つのポイント!!



http://www.ipa.go.jp/security/

(1)企業(組織)の情報資産(*1)を、許可なく、持ち出さない

持ち出し禁止

(2)企業(組織)の情報資産を、未対策(*2)のまま目の届かない所に放置しない

安易な放置禁止

(3)企業(組織)の情報資産を、未対策のきま廃棄しない

安易な廃棄禁止

(4)私物(私用)の機器類(パソコンや電子媒体)やプログラム等のデータを、許可なく、企業(組織)に持ち込まない

不要な持ち込み禁止

(5)個人に割り当てられた権限(*3)を、許可なく、他の人に貸与または譲渡しない

鍵を掛け、貸し借り禁止

(6)業務上知り得た情報を、許可なく、公言しない

公言禁止

(7)情報漏えいを起こしたら、自分で判断せずに、まず報告

まず報告

マイナンバーの改正等

28年度税制改正

平成28年4月以降マイナンバーの記載不要 → 給与所得者の保険料控除申告書

給与所得者の配偶者特別控除申告書など

平成29年1月以降マイナンバーの記載不要 → 所得税の青色申告承認申請書

青色事業専従者給与に関する届出・変更届出書など

マイナンバーの記載が必要

→ 個人事業の開業・廃業届出書 所得税の確定申告書(28年分以降)など

マイナンバー(個人番号)の記載の見直し

マイナンバーを記載しなければならないこととされている税務関係書類(納税申告書及び調書等を除きます。)のうち、次の書類について、マイナンバーの記載を要しないこ ととされました。

マイナンバーの記載を要しない <u>平成28年4月1日以後適用分(PDF/72KB)</u> 書類の一覧

平成29年1月1日以後適用分(PDF/251KB)

(参考) 平成29年1月1日以後も引き続きマイナンバーの記載を要する書類(PDF/201KB)

《改正に伴う対応について》

平成28年度税制改正大綱の「マイナンバー記載の対象書類の見直し」の「施行日前においても、運用上、個人番号の記載がなくとも改めて求めない」との記載に基づき、国 税庁では、法施行日(平成29年1月1日)前においても、マイナンバーの記載を要しないこととされた書類については、マイナンバーの記載がなくても改めて記載を求めることな く収受することとしています。

また、法施行日前から個人番号欄のない様式を使用することとしています。

(参考) 「番号制度概要に関するFAQJQ2-4-1からQ2-4-4

国税庁HPより



※ 様式は、平成 28 年6月 30 日現在のイメージです。

国税庁HPより

平成28年度税制改正①

個人番号の記載不要措置の1

申告等の主たる手続と合わせて提出され、又は申告等の後に関連して提出されると考えられる書類

(対象書類の例)

所得税の青色申告承認申請書 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書 消費税簡易課税制度選択届出書など

(施行期日等)

平成29年1月1日以後に提出すべき書類から適用

(注)改正の趣旨を踏まえ、個人番号の記載を要しないこととする書類については、施行日前においても、運用上、個人番号の記載が無くとも改めて求めないこととする。

平成28年度税制改正②

個人番号の記載不要措置の2

税務署長等には提出されない書類であって提出者等の個人番号の記載を要しないこととした場合であっても所得把握の適正化・効率化を損なわないと考えられる書類

(対象書類の例)

給与所得者の配偶者特別控除申告書 給与所得者の保険料控除申告書 給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書など

(施行期日等)

平成28年4月1日以後に提出すべき書類から適用

平成28年度税制改正③

個人番号の記載不要措置の3

別途帳簿管理による扶養控除等申告書などへの個人番号の記載不要措置

(対象書類の例)

給与所得者の扶養控除等(異動)申告書 従たる給与についての扶養控除等(異動)申告書 退職所得の需給に関する申告書など

(施行期日等)

平成29年1月1日以後に提出すべき書類から適用

扶養控除等申告書についての取り扱い

源泉所得税関係に関するFAQ

(1)扶養控除等申告書関係

Q1-3-2 扶養控除等申告書については、どのような場合にマイナンバー(個人番号)を記載しなくてもよいのですか。(平成28年5月17日追加)

(答)

扶養控除等申告書には、基本的には、従業員等のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますが、給与支払者が扶養控除等申告書に記載されるべき従業員本人、控除対象配偶者又は控除対象扶養親族等の氏名及びマイナンバー(個人番号)等を記載した帳簿を備えている場合には、その従業員が提出する扶養控除等申告書にはその帳簿に記載されている方のマイナンバー(個人番号)の記載を要しないこととされました。

なお、この帳簿は、次の申告書の提出を受けて作成されたものに限ります。

- 1 給与所得者の扶養控除等申告書
- 2 従たる給与についての扶養控除等申告書
- 3 退職所得の受給に関する申告書
- 4 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

また、給与支払者が備えている帳簿に記載された従業員等の氏名又はマイナンバー(個人番号)と提出する扶養控除等申告書に記載すべき従業員等の氏名又はマイナンバー(個人番号)とが異なる場合には、マイナンバー(個人番号)の記載を不要とする取扱いをとることはできません。

- (注)1この取扱いは、<u>平成29年1月1日以後</u>に支払を受けるべき給与等に係る扶養控除等申告書から適用できます。
- 2 この取扱いは、「従たる給与についての扶養控除等申告書」、「退職所得の受給に関する申告書」 及び「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」についても同様です。

扶養控除等申告書についての28年中の取り扱い

源泉所得税関係に関するFAQ

(1)扶養控除等申告書関係

Q1-5-1 扶養控除等申告書の個人番号欄に「給与支払者に提供済みのマイナンバー(個人番号)と相違ない」旨の記載をすることで、マイナンバー(個人番号)の記載に代えることはできますか。

(答)

平成28年1月以後に提出する扶養控除等申告書には、従業員本人、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等のマイナンバー(個人番号)を記載する必要がありますので、前年と変更がない場合であっても、原則、マイナンバー(個人番号)の記載を省略することはできません。

しかしながら、給与支払者と従業員との間での合意に基づき、従業員が扶養控除等申告書の余白に「マイナンバー(個人番号)については給与支払者に提供済みのマイナンバー(個人番号)と相違ない」旨を記載した上で、給与支払者において、既に提供を受けている従業員等のマイナンバー(個人番号)を確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示するのであれば、扶養控除等申告書の提出時に従業員等のマイナンバー(個人番号)を記載しなくても差し支えありません。

なお、給与支払者において保有しているマイナンバー(個人番号)とマイナンバー(個人番号)の記載が省略された者に係る扶養控除等申告書については、適切かつ容易に紐付けられるよう管理しておく必要があります。

(注)

- 1 この取扱いは、原則として税務署に提出されることなく給与支払者が保管することとされている扶養控除等申告書について、給与支払者のマイナンバー(個人番号)に係る安全管理措置への対応の負担軽減を図るために、マイナンバー(個人番号)の記載方法として認めるものです。このため、マイナンバー(個人番号)以外の扶養控除等申告書に記載すべき項目については、前年と変更ない場合であっても、記載を省略することなく扶養控除等申告書に記載する必要があります。
- 2 「給与支払者に提供済みのマイナンバー(個人番号)と相違ない」旨が記載された申告書について、税務署長から提出を求められた場合には、給与支払者は扶養控除等申告書に従業員等のマイナンバー(個人番号)を付記して提出する必要があります。
- 3 この方法をとった場合には以下の点に留意が必要です。
 - (1) 給与支払者において保有している従業員等のマイナンバー(個人番号)(従業員等のマイナンバー(個人番号)に異動があった場合は異動前のマイナンバー(個人番号)を含む。)については、扶養控除等申告書の保存期間(7年間)は、廃棄又は削除することはできません。
 - (2) 保有するマイナンバー(個人番号)については、マイナンバー(個人番号)を記載すべきであった扶養控除等申告書の保存期間を経過し個人番号関係事務に必要がなくなったときには、速やかに廃棄又は削除しなければなりません(廃棄が必要となってから廃棄作業を行うまでの期間については、毎年度末に廃棄を行う等、マイナンバー(個人番号)及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等を勘案し、事業者において判断してください。)。
 - (3) 給与所得の源泉徴収票(税務署提出用)には、適切にマイナンバー(個人番号)を記載する必要があります。



マイナンバー制度に関する電話相談を実施します

~ 「マイナンバー制度対応」電話相談の実施のお知らせ~

東京税理士会 規制改革・納税環境整備等対策室

平成28年1月からマイナンバー制度が運用されることを受け、マイナンバーに関する

会員からの業務上の諸問題に関して、**10月20日**から以下のとおり、電話相談を実施しますのでご利用ください。

受付専用電話番号:03-3356-5051

※電話相談のみとさせていただきます。

受付曜日:火・金曜日(祝日は休室)

受付時間:午後2時~3時50分

相談事例(例)

質問:

顧問先に知らせる住所は自宅と納税地のどちらか? 通知カードとともに自宅住所を知らせて良いか?

回答:

自宅住所で良い。

支払調書に記載する支払先住所は、住所または所在地とされており、番号制度導入にあたっても取扱いは変わっていない。

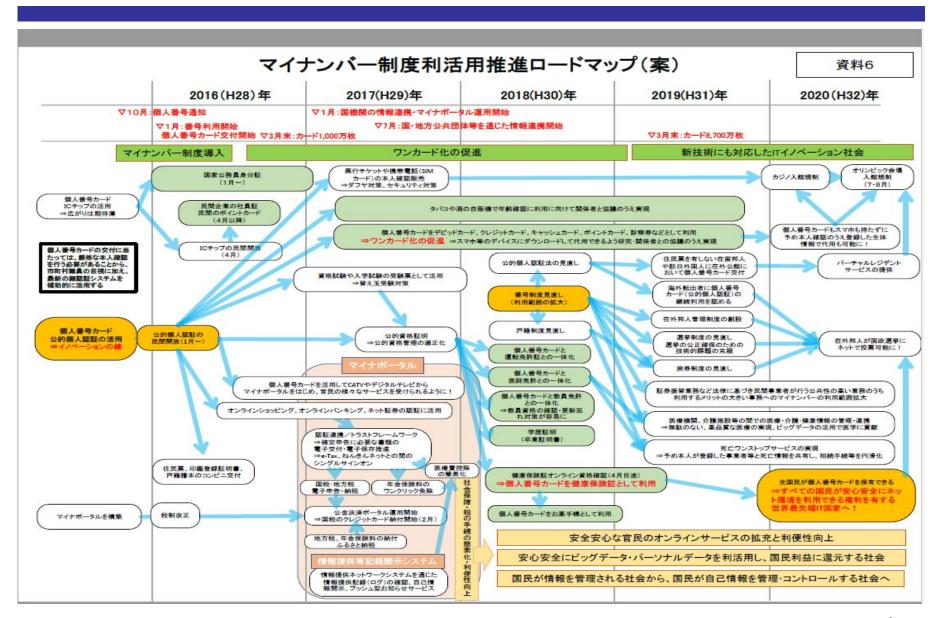
質問:

顧問先の番号収集にあたり、通知カード等のコピーは必ずつけなければならないか?

回答:

提示の確認でも良い。

番号記載ミス等の確認ができるようにコピー添付としている様式例が 多いが、必ずコピー添付が必要なわけではない。



政府IT総合戦略本部HPより

将来像

未来の便利につながる ポータルサイト

マイナポータル

平成29年から 順次開始予定!

マイナンバーに関係する行政機関の間での自分の個人情報のやりとりが、自宅のパソコンから確認できます。(平成29年7月頃から)



その他以下のような様々なサービスが予定されています。

- ▼ 予防接種の履歴や、確定申告に必要な情報などをネットで確認!
- ▼ 自宅のパソコンから、官民の各種手続が可能に!
- ✔ 子育て支援や福祉サービスなど、個人にあったお知らせが届く!
- ✓ 引越の時、複数の届け出を自宅のパソコンでまとめてできる!

※バソコンを持たない方も利用できるよう、公的機関への端末設置を予定しています。
※マイナポータルの利用にはマイナンパーカードが必要です。

内閣官房HP マイナンバー丸わかりガイドより一部抜粋

ご清聴ありがとうございました